

大和市公告 66号

大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号）第6条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

令和4年7月15日

大和市長 大木 哲

1 大和市まごころ地域福祉センターの概要

- (1) 名称 大和市まごころ地域福祉センター
- (2) 位置 大和市柳橋二丁目11番地
- (3) 開館時期 平成13年10月1日
- (4) 建物概要 敷地面積 1,000.47㎡
施設設備 RC造2階建
建築面積 570.50㎡
延床面積 1階：570.50㎡
2階：448.49㎡
合計：1,018.99㎡

2 申込期間

令和4年8月1日（月）から同年9月20日（火）まで（午前8時30分から午後5時まで。
ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 申込場所

大和市健康福祉部人生100年推進課（大和市保健福祉センター5階）

4 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び第115条の45第10項の規定により本市が定める額

イ アに規定するもののほか、利用に要する費用として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

- (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

6 申込みの資格

(1) 包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、地域包括支援センターの設置者、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人若しくはNPO法人又はこれらのいずれかの法人で構成する共同事業体であること（個人による応募は不可とする。）。

(2) 募集要項に定める欠格事項に該当しないこと。

7 指定管理者が行う業務

(1) 大和市まごころ地域福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

- ア 施設の清掃に関すること。
- イ 設備の保守点検に関すること。
- ウ 施設警備に関すること。
- エ その他の事務に関すること。

(2) 事業実施に関すること。

ア 介護等支援事業

(ア) 要介護者の老人デイサービス事業

(イ) 地域支援事業

- ・要支援者の老人デイサービス事業
- ・通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業 心身機能向上講習
- ・介護予防運動セミナー事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・介護者教室事業
- ・高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

イ 子育て支援事業

(3) その他市長が必要と認める事業

8 選定の基準

(1) 介護保険法第115条の47第1項に規定する者であること。

(2) 大和市まごころ地域福祉センターを利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

- (3) 大和市まごころ地域福祉センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (4) 大和市まごころ地域福祉センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 大和市まごころ地域福祉センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (6) その他市長が別に定める基準

9 その他

詳細は、募集要項等による。